

# 健康保険のしおり

令和7年度版



## 個人情報保護について

当健保組合は、個人情報保護に関する基本方針に基づき、加入者個人に関する情報（個人情報）を的確に取り扱っています。詳しくはホームページでご案内しています。

**神奈川県電子電気機器健康保険組合**

〒220-0002 横浜市西区南軽井沢11-1

TEL 045 (320) 1188

<https://www.sindenkenpo.or.jp>

# 病気・けがをしたとき



## 療養の給付・家族療養費

医療機関の窓口でマイナ保険証等\*を提示すれば、必要な医療を受けられます。その際、医療費の一部を負担します。また、医師から受けとった処方箋を健康保険を扱っている薬局に提出し、薬を調剤してもらうことができます。

### ■医療費の一部負担金

#### 【被保険者】

70歳未満…医療費の3割

70歳以上75歳未満…医療費の2割（現役並み所得者\*は3割）

#### 【被扶養者】

義務教育就学前…医療費の2割

義務教育就学後70歳未満…医療費の3割

70歳以上75歳未満…医療費の2割

（現役並み所得者\*の被扶養者は3割）

\*現役並み所得者は、原則、標準報酬月額が28万円以上の人です。

※75歳以上の方は健康保険でなく、後期高齢者医療の被保険者です。

\*令和6年12月2日から健康保険証の発行は廃止され、医療機関等の受診はマイナ保険証（保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）に一本化されました。マイナ保険証を利用しない場合は、発行済みの健康保険証（最長令和7年12月1日まで）や資格確認書等で受診できます（P12）。

## ■入院中の食事療養標準負担額\*

入院中は医療費の一部負担金のほかに、1食につき490円の食事療養標準負担額を支払います。

※低所得者(住民税非課税者等、以下同じ)は減額。

## ■療養病床入院中の生活療養標準負担額\*

65歳以上の人(療養病床(慢性病の人が長期入院する病床)に入院した場合は、医療費の一部負担金のほかに、食費(1食)490円+居住費(1日)370円(生活療養標準負担額)を支払います。

※食費は医療機関によっては1食450円。低所得者は減額です。難病患者等の一般は1食280円、居住費の負担はありません。

\*令和7年4月1日から食費1食につき20円増額される予定です。

## ■訪問看護を受けたときの訪問看護療養費

在宅の末期がん患者や難病患者などで訪問看護を受けたときは、費用の一部(医療費の一部負担金と同じ負担割合)を基本利用料として負担します。

### 家族(被扶養者の範囲)

●国内に居住している人…原則、国内に居住していないと被扶養者になれませんが、例外的に認められる場合もあります。

●同居でも、別居でもよい人…被保険者の父母、祖父母などの直系尊属、配偶者、子、孫、兄弟姉妹で主として被保険者の収入で生計を維持している75歳未満の人

●同居が条件の人…主として被保険者の収入で生計を維持している上記以外の三親等内の75歳未満の人

※そのほか、収入に関する条件などがあります。一時的な収入増で基準額を超えた場合は、事業主の証明により被扶養者認定が継続されます。

## 高額療養費

医療機関で支払った自己負担額が一定の限度額（自己負担限度額）を超えると、超えた分が高額療養費として、あとで健保組合から払い戻されます。

※高額療養費制度は自己負担額の見直しが検討されています。

### ■70歳未満の人の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数該当:140,100円)
標準報酬月額 53万円~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数該当:93,000円)
標準報酬月額 28万円~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当:44,400円)
標準報酬月額 26万円以下	57,600円(多数該当:44,400円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円(多数該当:24,600円)

- ※自己負担限度額は、同一の医療機関で、1ヵ月に支払った1人当たりの一部負担金・自己負担額で計算されます。
- ※同一世帯で同一月に21,000円以上の自己負担が複数あるときは、合算して上記の額を超えた分が支給されます（合算高額療養費）。
- ※マイナ保険証で受診する場合は事前の手続きなく、支払い額が自己負担限度額までとなります。マイナ保険証を利用しない場合は、原則、健保組合発行の「限度額適用認定証」（低所得者は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の提示が必要となります。
- 腎透析を受けている慢性腎不全患者については、自己負担限度額が10,000円（70歳未満で標準報酬月額が53万円以上の人は20,000円）に軽減されています。

**多数該当** 同じ世帯で12ヵ月間に高額療養費の支給回数が3ヵ月以上になった場合、4ヵ月目から自己負担限度額が軽減されます。

## 70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額

所得区分	個人単位(外来)	世帯単位(外来・入院を合計)
現役並みⅢ 標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〔多数該当:140,100円〕	
現役並みⅡ 標準報酬月額 53万円~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〔多数該当:93,000円〕	
現役並みⅠ 標準報酬月額 28万円~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〔多数該当:44,400円〕	
一般 標準報酬月額 26万円以下	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 〔多数該当:44,400円〕
低所得Ⅱ*	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ*	8,000円	15,000円

- \*低所得Ⅱは住民税非課税者、低所得Ⅰは住民税非課税で必要経費等を控除した所得が0円の場合に該当します。
- ※「現役並みⅠ」「現役並みⅡ」の人でマイナ保険証を利用しない場合は、高齢受給者証(70歳以上の人に交付)と限度額適用認定証を提示することで自己負担限度額までの支払いとなります。

### 高額介護合算療養費

— 毎年8月から翌年7月までの12ヵ月間の健康保険の窓口負担額と介護保険の利用者負担額の合計が限度額を超えると、超えた分が健保組合と介護保険から払い戻されます。

## 保険外併用療養費

保険診療の対象外の特別なサービスを受けた場合は、一般の医療と共通の部分は保険外併用療養費の対象となり健康保険で受けられます。この場合、一部負担金に加えて、受けた特別サービスの費用を自費で負担します。

対象となる特別なサービスには「評価療養」「選定療養」「患者申出療養」があります。

### 評価療養

将来的に保険診療として認めるかどうか評価を行う。先進医療、保険適用前医薬品の投与など。

### 選定療養

保険診療として認めることを前提としない差額ベッドへの入院、予約診察・時間外診察、200床以上の病院での初診・再診、大病院受診時の定額負担（特別料金）、入院の必要性の低い長期入院、歯科の材料差額治療、後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の処方など。

### 患者申出療養

健康保険対象外の先進的な医療などについて、患者からの申し出により、安全性、有効性等が確認されたうえで実施される場合、保険外併用療養の対象となる。

## たてかえ払いをするとき



①やむを得ない事情などで自費診療を受けたときの医療費、②コルセット・ギプス・義眼・9歳未満の小児の治療用眼鏡代、輸血の血液（生血）代、はり・きゅう・あんまなどの施術代（療養費・家族療養費）、③重症患者の入院・転院・転地療養を必要と医師が認め、健保組合の承認を得た場合の交通費（移送費・家族移送費）などは、いったん患者がたてかえ払いし、あとで健保組合に請求して払い戻し（①・②は一部負担金相当額を控除した額）を受けます。

保険者が契約を結んでいる整骨院・接骨院などにかかる場合は、保険証で施術を受けられますが、健康保険が使用できる範囲が決められています。

## 交通事故にあったとき



交通事故などの第三者の行為による病気・けがの医療費は健保組合が加害者（自賠責保険の会社）に請求します。健康保険で診療を受けるときは、できるだけ早く「第三者行為による傷病届」を健保組合に提出します。

示談により損害賠償を受けると、内容によっては健康保険の給付を受けられなくなる場合があるので、示談前に必ず健保組合に相談してください。

## 病気やけがで働けないとき



被保険者が業務外の病気・けがのため仕事につけず、給料を受けられないときは、被保険者と家族の生活を保障するために、傷病手当金が支給されます。

### ■支給を受ける4つの条件

- ①業務外の病気・けがで療養中
- ②そのために仕事につけない
- ③4日以上仕事を休んだ
- ④給料を受けられない

### ■支給される金額と支給期間

1日につき「直近の継続した12ヵ月間の標準報酬月額」の平均の30分の1」の3分の2の額が支給されます。支給期間は受け始めてから通算1年6ヵ月までです。

- ※手当など給料の一部が受けられる場合でも、傷病手当金より低額の場合は、その差額が支給されます。
- ※退職後に傷病手当金の継続給付を受けている人(P11)が老齢厚生年金等を受けられるときは、傷病手当金は支給されません(差額調整あり)。障害厚生年金などが受けられる人も、同様です。



## 出産したとき



被保険者が出産したときは、出産育児一時金、出産手当金が支給されます。被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金が支給されます。

### 出産育児一時金

500,000円\*が支給されます。

### 出産手当金

仕事を休み給料を受けられない場合、産前42日(多胎妊娠は98日)から出産日後56日まで、1日につき「直近の継続した12ヵ月間の標準報酬月額」の平均の30分の1」の3分の2の額が支給されます。

### 家族出産育児一時金

500,000円\*が支給されます。

\*産科医療補償制度の対象でない出産の場合などは488,000円です。

※健康保険の給付は妊娠4ヵ月以降の生産・死産・流産が対象です。

※産休中・育休中は事業主の申し出によって保険料が免除されます。

## 直接支払制度と受取代理制度

出産育児一時金の支給方法には直接支払制度(医療機関で手続き)と受取代理制度(健保組合へ申請)があり、いずれも健保組合が医療機関等へ直接一時金を支給するので、窓口で出産費用を全額支払う必要はありません。利用を希望される方は、出産予定の医療機関等へご相談ください。

## 死亡したとき



被保険者が死亡したときは埋葬料(費)、被扶養者が死亡したときは家族埋葬料が支給されます。

### 埋葬料(費)

埋葬を行った家族に50,000円が支給されます(埋葬料)。死亡した被保険者に家族がいない場合も、埋葬を行った人に50,000円を限度とする実費が支給されます(埋葬費)。

### 埋葬料(費)付加金

50,000円

### 家族埋葬料

被扶養者となっている家族が死亡したとき、被保険者に50,000円が支給されます。

### 家族埋葬料付加金

20,000円



### 業務上・通勤途上の死亡

労災保険から遺族補償給付(遺族給付)、葬祭料(葬祭給付)が支給されます。健康保険からは埋葬料(費)は支給されません。



## 退職したあとの給付

### ■傷病手当金・出産手当金

引き続き1年以上被保険者だった人が退職したとき、傷病手当金または出産手当金を受けているか、受ける条件を満たしている場合は、期間が満了するまで受けられます。

### ■埋葬料(費)

退職後3ヵ月以内に死亡したとき、上記の給付を継続給付受給中または受給終了後3ヵ月以内に死亡したときは、埋葬料(費)が受けられます。

### ■出産育児一時金

引き続き1年以上被保険者だった人が退職後6ヵ月以内に出産をしたときは、出産育児一時金が受けられます。

## 退職後の個人加入（任意継続被保険者）

被保険者期間が2ヵ月以上あった人は、引き続き最長2年間、保険料を全額自己負担して、個人で健康保険の被保険者になることができます。保険給付は一般の被保険者と同じで、付加給付も受けることができます(出産手当金・傷病手当金は支給されません)。

※被保険者の申請による資格喪失(任意脱退)が認められています。

# マイナ保険証等



## 健康保険を使うときの主な受診方法

マイナ保険証	健康保険証の利用登録が完了したマイナナンバーカードを、窓口を設置された顔認証機能付きカードリーダーに提示して受け付けをします。
健康保険証	令和6年12月2日以降、新規発行・再発行は廃止。交付済みの健康保険証は経過措置として令和7年12月1日まで使用できます。
資格確認書	マイナナンバーカードを取得していないなど、マイナ保険証を利用できない人に交付され、医療機関の窓口で提示すると受診できます。
資格情報のお知らせ	健保組合に登録されている資格情報と個人番号（マイナンバー）の紐づけ登録完了をお知らせする文書です。マイナ保険証で受診できないとき、マイナ保険証と一緒に窓口で提示すると受診できます。資格情報をスマートフォン等の端末に保存し、その画面を提示することもできます（お知らせのみでは受診できません）。

- ※マイナ保険証を利用する場合は、「高齢受給者証」「限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」の窓口での提示は不要となります。
- ※マイナナンバーカードの保険証等利用登録は解除することができます。解除を希望する場合は健保組合へ申請が必要です。

## こんなときはすみやかに健保組合へ

資格確認書を再交付したいとき	▶ 「資格確認書（再）交付申請書」を提出。
被保険者の氏名が変わったとき	▶ 「被保険者氏名変更届」を提出。
被扶養者に異動があったとき	▶ 「被扶養者（異動）届」を提出。
被保険者の資格を失ったとき	▶ 交付済みの保険証、資格確認書（お持ちの場合）を返却。

## 後期高齢者医療



- **対象者** 75歳(一定の障害のある人は65歳)以上の人は、健康保険など医療保険の被保険者・被扶養者から外れ、後期高齢者医療の被保険者になります。
- **保険給付** 健康保険の場合と同様です。そのほかに、国民健康保険と同様の特別療養費、条例で定める給付があります。
- **医療費の一部負担金** 医療費の1割〔一定以上の所得がある人は2割、現役並み所得者(課税所得145万円以上の人)は3割〕です。
- **標準負担額** 健康保険と同様です(P3)。
- **保険料** 原則として全員が保険料を納めます。健康保険の被扶養者だった人は制度加入から2年間は、保険料の軽減措置が設けられています。

### 健康保険で診療を受けられない場合

#### ●業務上や通勤途上の病気・けが

業務上や通勤途上の原因による病気・けがは労災保険で医療を受けます。ただし、業務上のものであっても労災保険が認定されない場合は、健康保険で受けられます。

#### ●病気・けがとみなされないもの

①単なる疲労や倦怠<sup>けんたい</sup>、②美容整形・近視の手術、③先天性のシミ・アザの治療など、④健康診断・人間ドック、⑤予防注射、⑥正常な妊娠・出産、⑦介護保険で受けられる医療系のサービス、などは健康保険で受けられません。

## 保険料率



### ■健康保険料率 92.0/1,000

(基本保険料率 55.87/1,000、特定保険料率 34.83/1,000、調整保険料率 1.3/1,000)

### ■介護保険料率 17.0/1,000

保険料は総報酬制により、毎月の給料のほか、賞与からも同じ保険料率で納めます。保険料の対象となる賞与は年度累計で573万円が上限です。

※基本保険料は健康保険の給付や保健事業の実施などに、特定保険料は高齢者医療制度への納付金や支援金などに充てられます。また、調整保険料は全国健康保険組合が共同で行っている交付金事業の財源に充てられるため各健康保険組合が拠出する保険料です。

## 介護保険制度

◎65歳以上の人(第1号被保険者)……保険料が、年金(年額18万円以上)から天引きされます。

◎40～65歳未満の人(第2号被保険者)……健康保険の一般保険料とともに、介護保険料が給料・賞与から天引きされます。被扶養者の保険料は被保険者の分に含めて算定され、被扶養者が個別に保険料を納める必要はありません。

※被保険者が40歳未満または65歳以上であっても、被扶養者に第2号被保険者がいる場合などには、「特定被保険者」として保険料が徴収されます。

◎介護保険の具体的な給付等については運営主体である、お住まいの市(区)町村にお問い合わせください。

◎費用の原則1割\*と利用施設の食住費が自己負担となります。

\*一定以上の所得がある人は2割負担、現役並み所得相当の人は3割負担です。

## 私たちの組合の付加給付



### ●一部負担還元金(本人)

本人が医療機関にかかり、1ヵ月1件当たりの窓口負担した額(高額療養費を除く)から、40,000円を控除した額が支給されます(1,000円未満は支給しない。100円未満は切り捨て。以下同じ)。

### ●家族療養費付加金

家族が医療機関にかかり、1ヵ月1件当たりの窓口負担した額(高額療養費を除く)から、40,000円を控除した額が支給されます(同上)。

### ●合算高額療養費付加金

合算高額療養費(P4、5)が支給される時、支給のもとになる自己負担額(合算高額療養費を除く)から、本人または家族1人につき、40,000円を控除した額が支給されます(同上)。

### ●訪問看護療養費付加金(本人)

本人が在宅で訪問看護を受けたとき、1ヵ月1件当たりの利用料の総額(高額療養費を除く)から、40,000円を控除した額が支給されます(同上)。

### ●家族訪問看護療養費付加金

家族が在宅で訪問看護を受けたとき、1人1ヵ月1件当たりの利用料の総額(高額療養費を除く)から、40,000円を控除した額が支給されます(同上)。

※死亡の場合の付加給付はP10をご覧ください。



## 当健康保険組合の保健事業

### ○疾病予防のために

- ①特定健康診査補助…………… 6,000円
- ②健康診査補助…………… 6,000円
- ③婦人健診補助  
（乳がん検査・子宮がん検査） ……各5,000円
- ④人間ドック補助……………30,000円  
脳ドック……………15,000円
- ⑤歯科健診補助…………… 2,000円
- ⑥インフルエンザ予防接種補助…………… 4,000円

- \*①は40歳以上の被扶養者・任意継続被保険者が対象、
- ②は被保険者および20歳以上の被扶養者、
- ④は35歳以上の被保険者・被扶養者が対象

- 常備薬あっせん補助（10月予定）…………… 3,000円

### ○心身リフレッシュのために

- 東京ディズニーランド・東京ディズニーシー…割引
- 横浜・八景島シーパラダイス……………割引
- 箱根小涌園ユネッサン・元湯 森の湯 ……割引
- 万葉倶楽部……………割引
- プールの割引利用（7月～8月）

### ○健康づくりのために

- 機関紙「神電けんぽ」の配付
- 健康保険新聞「すこやか健保」の配付
- ヘルシーウォーキング大会の実施
- 医療費通知（被保険者）
- 健康者表彰
- 健康管理委員・事務担当者の研修会
- 健保連の共同事業への参加
- ホームページによる情報提供

## ジェネリック医薬品の利用活用

詳細は かんじゃさんの薬箱 <https://www.generic.gr.jp/>